

## 社会保険労務士法人アコール

〒503-0018 大垣市西之川町1-88-2

Tel (0584)77-1318

fax (0584)77-1319

HP <http://www.t-roumushi.jp>

発行元 西濃人財教育経営センター



仕事と介護の両立を  
推進しています

## 一業務案内

労働保険・社会保険の手続き、事務・代行、  
給与計算、就業規則作成、助成金制度紹介  
賃金制度、退職金、労使紛争問題、年金相談  
採用試験、社員教育、メンタルヘルス問題

発行責任者 社会保険労務士 北島 隆

### 労働者の雇用保険料引き上げへ

5月号でもお知らせしましたが、雇用保険料の料率が今年度4月と10月の2段階で変更になります。特に**10月からは労働者負担分も下記の形で引き上げ**となりますので、給与計算時ご注意ください。

◎令和4年4月1日～9月30日

	労働者負担	事業主負担	合計料率
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
農林水産等	4/1000	7.5/1000	11.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000

◎令和4年10月1日～令和5年3月31日

	労働者負担	事業主負担	合計料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産等	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

(赤字が変更部分)

給与明細	
氏名	◎× 太郎
基本給	.....
残業代	.....
賞与	.....
社会保険料	.....
雇用保険料	.....
健康保険料	.....
厚生年金保険料	.....
所得税	.....
合計	.....

また来年行う年度更新では、今年度4～9月と、10月～3月の賃金・賞与額を分けて、それぞれに保険料率を掛け、その額を合計した金額が確定保険料となります。

### 労働者の募集ルールが変わります

職業安定法が改正され、10月から労働者の募集を行う際のルールが変わります。

#### ①求人等に関する情報の的確な表示義務

・募集の終了や内容を変更したときは速やかに対応する等、求人情報を正確かつ最新の内容に保たなければなりません。

・自社に関する情報や求人情報を的確に表示し、虚偽や誤解を生じさせる表示をしてはいけません。

#### <ダメな例>

・実際の業種や職種と異なる募集内容を表示する。

・「正社員募集」と謳いながら、実際はパート求人である。

・固定残業代がある場合、基礎とする残業時間数を明示せず基本給に含めて表示する。

・モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示する。

#### ②個人情報の取扱いに関する新ルール

求職者の個人情報を収集する際には、「面接の日程に関する連絡に使用します」等、具体的に情報の目的を明らかにし、その範囲内で行わなければなりません。



## 後期高齢者の医療費について

少子高齢化が進み令和4年度以降団塊の世代が75歳以上の高齢者になっていく中で、現役世代の社会保険料等負担上昇を抑制しながら、全ての世代の人々が安心できる社会保障制度を構築することの重要性から、**令和4年10月1日から、75歳以上の方等で、一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担が下記の形に変わります。**

(健康保険法等の一部改正)

- ①課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯は200万円(複数世帯は合計320万円)以上の場合は2割となります。
- ②現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。
- ③2割負担となる方については、施行後3年間(令和4年10月1日から令和7年9月30日まで)は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が最大でも3,000円に収まるような次のような配慮措置が設けられます。

(入院医療費は対象外)

- ・同一の医療機関での受診については、上限額の3,000円以上は窓口で支払わなくてよい取扱いになります。
- ・別の医療機関や調剤薬局、同一の医療機関であっても医科・歯科別の場合は、申請することによりこれらを合算したひと月当たりの負担増加額は最大でも3,000円となり、超える分は4か月後を目処に、高額療養費として返還されます。高額療養費の口座が登録されていない方には、施行に際して各都道府県の広域連合や市区町村から申請書が郵送されます。

## 雇用関連ニュース

### ●物価高による賃金目減り続く

(9月7日) ——

厚生労働省が発表した7月分の毎月勤労統計調査によると、労働者1人あたりの現金給与総額(名目賃金)は1.8%増と上昇したものの、実質賃金は1.3%減と4ヶ月連続で減少したことが分かった。また消費者物価指数は3.1%増え、物価の高騰に賃上げが追いついていないことが浮き彫りとなりました。

### ●トラック運転手の労働時間ルール変更へ

(9月9日) ——

厚生労働省労働政策審議会では2024年からのトラック運転手の長時間・過重労働是正に向けた労働時間のルール変更案が示された。1日の休息時間を継続9時間以上(現行継続8時間)や1日の拘束時間を原則13時間以下、最長15時間まで延長可(現行原則13時間以下、最長16時間まで延長可)などに改定する。



### ●NISAについて…③

(9月15日) ——

「株式投資」は一般NISAでしか行うことができませんが、積立NISAなどの「投資信託」については、一般と積立のどちらでもできます。投資にまわす資金にあまり余裕がないうちは、限られた資金で、少しずつコツコツと資産形成を行える積立NISAが向いています。投資の経験や知識が少ない方も、積立NISAでは投資先の選択肢が絞られるので、比較的利用しやすいといえます。



## 「一般事業主行動計画」とは

最近多くの企業様から「一般事業主行動計画」についての質問が寄せられるようになりました。例えば「一般事業主行動計画を策定するようたびたび労働局から連絡が来るけどどうしたらよいですか？」や「県のWLBエクセレントの認定申請をしようとしたら一般事業主行動計画の作成、提出、公表が必要だと言われた」また「助成金申請時必要らしいけど、そもそも一般事業主行動計画とは何ですか」など。

### 【一般事業主行動計画とは】

一般事業主行動計画とは女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法の2つの法律で定められています。

### 【女性活躍推進法とは】

女性が活躍できる場を充実させ、仕事と生活が両立できる体制づくりを企業に求めた法律です。令和4年3月31日までは常時雇用する労働者が301人以上の事業主に「一般事業主行動計画」の策定、届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務付けられていました。今回の改正で令和4年4月1日から常時雇用する労働者数が101人以上の一般事業主には、一般事業主行動計画の策定や情報公表が義務付けられました。

### 【次世代育成支援対策推進法とは】

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定、届出、外部への公表、労働者への周知を行うことを義務付けられています。

### 【常時雇用する労働者 101人以上とは】

「常時雇用する労働者」とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称に関わらず、以下の①または②のいずれかに該当する労働者を指します。

- ①期間の定めなく雇用されている者
- ②過去1年間以上の期間について引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

### 【一般事業主行動計画の公表までの手順】

～例 女性活躍推進法より～

#### ステップ1 自社の現状分析（課題抽出）

（例）・女性活躍の基本項目・女性の採用比率・男女の勤続年数の差異

#### ステップ2 行動計画の策定・届出・公表

- ・以下の点と数値目標1つ必要（常時雇用する労働者が301人以上の場合は2つ）
  - ①計画期間      ②実施期間
  - ③取組み内容      ④目標（定量的目標）
- ・労働局へ届出
- ・自社のホームページもしくは厚労省の両立支援のひろばへ公表

#### ステップ3 女性の活躍に関する情報公開

- ・おおむね年1回以上更新すること



### 【分析・策定・届出・公表にあたって】

一般事業主行動計画を自社の現状分析等せず「とりあえず」作成し、届出、公表している企業もありますが、いざ各種認定マークの取得や助成金申請時になると困ることが多く出てきます。またホームページ等への公表は、若い世代の求職者への絶好のアピールにもなりますので、魅力ある一般事業主行動計画の策定、届出、公表をご希望の企業様は当事務所までご相談ください。

（有償3万円～）